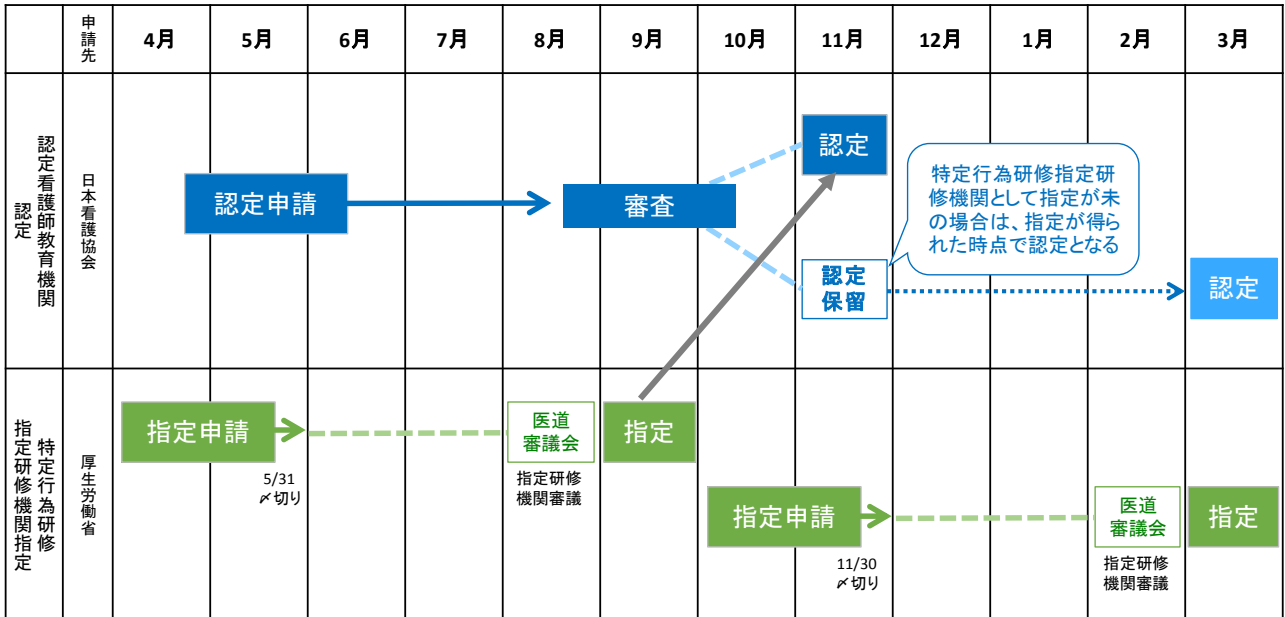


教育機関認定審査の流れ



- ・ 特定行為研修を組み込んでいる認定看護師教育機関（B課程認定看護師教育機関）の認定申請には、特定行為研修指定研修機関（以下、指定研修機関）の指定を受けていることが必要です。特定行為研修の指定研修機関と連携し申請することができます。詳細は認定部までご相談ください。
- ・ 指定研修機関の指定申請中であっても、認定看護師教育機関に認定申請できますが、認定は、指定研修機関の指定後となります。
- ・ 指定研修機関の申請先は、厚生労働省（各地方厚生局）になります。